消防計画

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　的 | この消防計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、　　　　　　　　　　　　　　における火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図るため、防火管理業務について必要な事項を定めるものとする。 |

|  |
| --- |
|  ① 日　常　の　防　火　対　策 |
| 防 火 管 理 者 の 責 務 | 　　　　　　　　　　消防計画の作成、検討及び変更◎防火管理者　　　　火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督職名（氏名）　　　防火避難施設、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施及び監督　　　　　　　　　　電気配線、電気機器、機械設備等の管理安全確認　　　　　　　　　　消防用設備等の点検実施及び監督　　　　　　　　　　火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督　　　　　　　　　　収容人員の適正な管理従業員を指揮・監　　オーナーに対する助言及び報告督　　　　　　　　　避難通路、階段の物品障害防止、避難経路図の掲出など避難施設の管理　　　　　　　　　　その他、放火火災の予防措置など防火管理上必要な事項 |
| 火災予防のための組織 | 　日常における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各階毎に防火責任者を、各部屋又は一定区域毎に火元責任者を置き、火災予防のため組織を別表１により設ける |
| 防火責任者火元責任者の業務 | ●火元責任者に対する業務の指導及び監督、防火管理者の補佐●火気使用に関する管理●建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊　消防用設備等の日常の管理●地震時における火気使用設備器具の安全管理●防火責任者の補佐 |
| 自主検査 | 　防火管理者は、防火避難施設、火気使用設備器具、危険物施設等の機能の良否について自主検査を実施するものとし、その対象及び検査内容について実施計画を別表２に定める。 |
| 消防用設備等の点検 | ●管理権原者は、建物内に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の機能を維持管理　するため、「点検実施計画」を別表３に定め、　　　　　　　　　　　に委託し、　　年に　１回　　月に点検結果報告を消防署に報告する。●管理権原者は、防火対象物定期点検結果報告を　　年に１回消防署に報告する。●防火管理者は、上記の点検に立ち会わなければならない。 |
| 工事中の防火管理 | 増改築、大規模な修繕、模様替え等の工事をする場合は、事前に消防署に相談し、「工事中の消防計画届出書」により届出する。 |

（　　　　年　　月　　日作成）

|  |  |
| --- | --- |
| 通 報 ・ 消 火 ・避 難 訓 練 の 実 施 | 避難訓練及び消火訓練は、年　　回以上実施する。そのうち、宿泊施設では、夜間又は夜間を想定した訓練を年１回以上実施する。訓練を行う際には、事前に消防署に届出する。（「消防訓練実施計画書」） |
| 通報訓練 | ●自動火災報知設備の受信機が火災表示した場合の現場確認訓練●放送設備による館内放送訓練●館内電話により１１９番通報し、必要な情報を伝える通報訓練●出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練●指揮班から各班及び消防隊へ情報伝達する訓練 |
| 消火訓練 | ●水バケツ、消火器による訓練●消火設備による操作訓練●火気使用設備（ガス・危険物）の燃料遮断等の訓練 |
| 避難訓練 | ●館内放送による避難誘導訓練●それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練●防護安全係における防火戸、防火シャッター等閉鎖訓練●避難器具操作・取扱い訓練 |
| 避 難 経 路 の 確 保 | 防火管理者は、各階毎に消防用設備等・特殊消防用設備等の位置及び屋外に通ずる避難経路を明示した避難経路図を作成して掲示し、従業員及びその他出入りする者に周知する。 |
| ●階段、廊下、通路等避難経路には物品を置かない。●屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない、又は中から解錠できるものとする。 | 最大収容人員 |
| 名 |
| ●屋上を避難場所とする場合は、屋上又は屋上に通じる避難路に避難の障害となる物品を置か　ないようにする。●防火戸は正常に作動するよう日常から維持管理し、防火戸の機能を妨げる物品を置かないこと。●避難の経路となる部分及び消火器、屋内消火栓の周辺は、常に整理・整頓し避難及び消火の　支障となる物品を置かないこと。 |
| 防災教育 | 消防計画の内容及び従業員の任務等を、従業員・パート・派遣職員等全従業員に周知させ、その徹底を図ること。　防火管理者は、消防機関又は防火団体が開催する講習会又は研修会に参加するとともに、従業員に対する防火講習会を随時開催する。 |
| 催物及び臨時客席等の菅理 | 催物の開催、臨時の客席等の設置及び臨時に火気を使用する場合は、事前に消防署に相談し、定められた様式により届け出る。 |
| 適用範囲及び適用期間 | この計画は、　　　　　　　　　　　　に勤務し、又は出入りする全ての者に適用し、　　　　年　　月　　日から実施する。 |

|  |
| --- |
|  ② 日　常　の　防　火　対　策 |
| 自　　　　衛　　　　消　　　　防　　　　組　　　　織 | 　火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため　　　　　　　　　　を自衛消防隊長とし「自衛消防組織」を組織する。●隊　長　　自衛消防隊が活動を行う場合、指揮、命令を行うとともに消防隊との連携を密にし、円滑な活動を行うものとする。●副隊長　　隊長を補佐し、体長が不在の時は、その任務を代行する。 |
| 通報連絡担当者　　（大声、館内放送）みんなに火事を知らせる。●自衛消防隊長　　　職名（氏名）放送例　職名（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　只今〇階〇〇で火災が発生しました。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お客様は係員の指示に従って避難してください。　　　　　　　　　　職名（氏名）　　　　　　（避難方向を指示する。）●副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班は直ちに消火を行え！　職名（氏名）　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班、位置につけ！　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１１９番通報をする。ポイント　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　火事です！　　　　　　　です。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　近くに　　　　　があります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇階〇〇が燃えています。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通報した電話番号は　　～　　　　です。　　　　　　　　　　初期消火担当　　消火器を使用する。　　　　　　　　　　職名（氏名）　　　　　◎消火器　　　　　　　◎２号消火栓ポイントポイント　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①ピンを抜く。　　　　①バルブを開ける。　　　　　　　　　　職名（氏名）　　　　　②ホースを向ける。　　②ホースを伸ばし、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③レバーを握る。　　　　ﾉｽﾞﾙﾚﾊﾞｰを開く。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎１号消火栓ポイント　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①起動ボタンを押す。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②ホースを伸ばす。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③ハンドルを回す。　　　　　　　　　　避難誘導担当　 １ 大声で避難方向を指示して、パニック防止に努める。 職名（氏名）　 ２ 避難口の開放及び確認　　　　　　　　　　　　　　　　　 ３ 避難障害となるものの除去ポイント　　　　　　　　　　職名（氏名）　　　●通路の角、階段入口等に誘導員を配置　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●出火階・直上階を最優先に！　　　　　　　　　　　　　　　　　 ４ 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転中止 |

|  |  |
| --- | --- |
| 自　　衛　　消　　防　　組　　織 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 ５ 避難器具を操作し、避難誘導にあたる。必要事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●各室、避難口マスターキー　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●懐中電灯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●ハンドマイク、メガホン、ロープ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●その他必要機材　　　　　　　　　　　　　　　　　 ６ 防火戸、シャッター、防火ダンパー等の閉鎖ポイント　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●避難経路の防火戸を閉める場合は、他の避難誘導班とも十分に連携をとって。　　　　　　　　　　　　　　　　　 ７ 避難終了後、人員を確認し結果を防火管理者に報告　　　　　　　　　　　　　　　　　　　する。 |
| 　夜間、休日等に火災その他の災害が発生した場合は、「夜間・休日における自衛消防組織編成表」により初動活動を行うものとする。 |
| ガ ス 災 害 応 急 処 置 | 　ガス漏れ時には、付近のガスコックを閉鎖し、「火気厳禁」とする。通　　報　　　　　　　　　　　　　　　　でプロパンガス　　が漏れています。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の爆発がありました。　１１９番　　　　場所は　　　　　　　　　　　です。　ガス会社　　　　ガス漏れ（爆発）の場所は〇〇です。（負傷者は〇名です。） |
| 館内放送 　　　　　　只今〇〇階でプロパンガス　　が漏れています。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の爆発がありました。　　　　　　　ガスの元栓を閉め、火気使用設備の使用を停止し、吸っているタバコは消して　　　　　　　下さい。お客様は、係員の指示に従って避難して下さい。 |
| 地 震 時 の 対 応 | 出火防止 | 防火責任者及び火元責任者は、それぞれ担当区域の火気使用設備器具の使用を停止するとともに、その確認をするものとする。 |
| 情報収集 | 　通報連絡係は、周辺の被災状況を確認するとともに、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、活動の支援を行うものとする。 |
| 消火活動 | 　消火係は、事業所内に火災が発生した場合は、全力を挙げ消火活動を行うものとする。 |
| 避難誘導 | 　避難誘導班は、指定避難場所　　　　　　　　　　　へ誘導する。 |
| 地震後の安全措置 | 　地震発生後は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査及び応急措置を行うとともに、全機器について安全性を確認後、使用開始するものとする。 |
| 応急の連絡先 | 火災・救急 | １１９（消防署） |
| ガ ス 会社 |  |
| 夜間連絡先 |  |